

# 柔道整復師について

令和2年11月16日

労働政策審議会  
労働条件分科会労災保険部会

公益社団法人 日本柔道整復師会

# 1 柔道整復師とは

- 昔から「ほねつぎ」「接骨師」として広く知られ、現在は高校卒業後、都道府県知事が指定した専門の養成施設（三年間以上修学）か文部科学省が指定した四年制大学で解剖学、生理学、運動学、病理学、衛生学、公衆衛生学などの基礎系科目と柔道整復理論、柔道整復実技、関係法規、外科学、リハビリテーション学などの臨床系専門科目を履修します。
- 国家試験を受け、合格すると厚生労働大臣免許の柔道整復師となります。
- 資格取得後は、実務経験と研修の受講により受領委任の取扱いが行える「接骨院」や「整骨院」という施術所を開業できます。また、勤務柔道整復師として病院や接骨院などで働くこともできます。

柔道整復師（国家資格）≠ 整体師、カイロプラクティック師（非国家資格）

柔道整復師（国家資格）≠ あん摩・マッサージ・指圧師（国家資格）

（参 考） 柔道整復師法（昭和45年法律第19号）（抜粋）

第2条 この法律において「柔道整復師」とは、厚生労働大臣の免許を受けて、柔道整復を業とする者をいう。

第15条 医師である場合を除き、柔道整復師でなければ、業として柔道整復を行ってはならない。

第16条 柔道整復師は、外科手術を行い、又は薬品を投与し、若しくはその指示をする行為等をしてはならぬ。

第17条 柔道整復師は、医師の同意を得た場合のほか、脱臼又は骨折の患部に施術をしてはならない。ただし、応急手当をする場合は、この限りではない。



## ■ 柔道整復師の業務

- 接骨院や整骨院では、柔道整復師によって、骨・関節・筋・腱・靭帯などに加わる外傷性が明らかな原因によって発生する骨折・脱臼・打撲・捻挫・挫傷などの損傷に対し、手術をしない「非観血的療法」によって、整復・固定などを行い、人間の持つ治癒能力を最大限に発揮させる施術を行っています。
- 最近は骨盤矯正や脊椎矯正、頭痛や冷え性、単なるマッサージなどを行う接骨院や整骨院がありますが、これらは柔道整復師の業務範囲ではありません。

## 2 柔道整復術について

### ■ 柔道整復術とは

- 日本古来の武術のひとつである「柔術」には、相手を殺傷する「殺法」と傷ついたひとを蘇生・治療する「活法」があります。殺法と活法は、発展変遷をとげ、現在「殺法」の技は競技柔道に継承され、活法は負傷者に施す治療法として「ほねつぎ」「接骨」として伝承され、「柔道整復術」となっています。



### ■ 「柔道整復」を歴史

- 江戸時代に体系化された「柔道整復術」は明治維新以降、社会環境の近代化に伴い、医療行為に対して医師免許が必要となる漢方医学等東洋医学の廃止が明治14年に公布され、事実上「接骨禁止令」として「柔道整復」は存続の危機に瀕することとなりました。
- こうした逆風に対して柔道家を中心に「柔道整復」を存続するように運動が起こり、大正9年内務省の規制改正により許可を受け「柔道整復術」として正式に復活することになります。
- その後、昭和期の敗戦により昭和22年、GHQによって「武道の廃止と医学教育の伴わない医療の禁止」が公布され、再び「柔道整復」は危機に見舞われました。このときも先人たちの団結と努力に加え、柔道整復施術を求める多くの人々に支えられました。
- 昭和45年、単行法として「柔道整復法」が成立し、古くは戦国時代から受け継がれてきた「ほねつぎ」は「柔道整復術」として発展を続けています。
- 保険の取扱いについては、昭和11年に認められ、現在、各都道府県ごとに所在の柔道整復師会と協定を結び料金表を定めて委任払の方式をとっています。



- ▶ **WHO 伝統医療と相補・代替医療**

- ▶ 厚生労働省のご助力もあり、2001年2月のWHO発行「伝統医療と相補・代替医療に関する報告」には、日本の伝統医療として柔道整復が紹介された。
- ▶ WHOでは、これらの伝統医療の情報を神戸にあるWHO健康開発総合研究センター(川口雄次 所長)で取りまとめ、21世紀の人類の健康に貢献できる伝統／相補・代替医療に優先順位をつけて研究していく計画となっている。WHOの報告書に今回、柔道整復が掲載されたことで、スタートラインに立つことが出来たと受け止められる。
- ▶ 公益社団法人日本柔道整復師会では、今後もWHOと柔道整復の共同研究が実現するよう活動を継続する。
- ▶ Judo therapists are regulated under the Judo Therapists Law 19 of 1970. By Article 3, in order to become qualified as a judo therapist, a candidate must pass the national judo therapist examination and obtain a licence from the Minister of Health and Welfare. Under Article 12, candidates must be eligible to enter a university according to Article 56 of the School Education Law 26 of 1974; have studied more than three years at a school recognized by the Minister of Education, Science, and Culture or at a training institution recognized by the Minister of Health and Welfare; and have obtained the knowledge and technical skill necessary to be a judo therapist, including knowledge of anatomy, physiology, pathology, and hygiene.

### 3 柔道整復師の現状

■ 柔道整復師数の年次推移 (厚生労働省平成30年衛生行政報告例より)

(単位:人)

各年末現在

	平成20年	平成22年	平成24年	平成26年	平成28年	平成30年
柔道整復師	43,946	50,428	58,573	63,873	68,120	73,017

注) 平成22年は、東日本大震災の影響により、宮城県が含まれていない。

■ 柔道整復施術所数の年次推移 (厚生労働省平成30年衛生行政報告例より)

(単位:か所)

各年末現在

	平成20年	平成22年	平成24年	平成26年	平成28年	平成30年
施術所	34,839	37,997	42,431	45,572	48,024	50,077

注) 平成22年は、東日本大震災の影響により、宮城県が含まれていない。



▶ 平成30年度年間給付額（売上高）別会員数（公益社団法人 日本柔道整復師会調べ）

	当該会員数	比率	対前年比
500万円未満	7,113	45.8%	+ 2.8
500万円超～1,000万円未満	5,008	32.3%	- 0.9
1,000万円超～1,500万円未満	2,030	13.1%	- 0.7
1,500万円超～2,000万円未満	766	4.9%	- 0.5
2,000万円超～2,500万円未満	296	1.9%	- 0.4
2,500万円超～3,000万円未満	134	0.9%	0.0
3,000万円超～3,500万円未満	72	0.5%	0.0
3,500万円超～4,000万円未満	36	0.2%	0.0
4,000万円超～4,500万円未満	28	0.2%	0.0
4,500万円超～5,000万円未満	14	0.1%	0.0
5,000万円超	17	0.1%	- 0.1

## ■ 公益社団法人日本柔道整復師会（日整）とは

- 公益社団法人日本柔道整復師会は昭和28年11月9日、社団法人全日本柔道整復師会として発足し、昭和48年社団法人日本柔道整復師会に名称変更。平成23年9月1日からは公益社団法人として国から認定され、公益社団法人日本柔道整復師会に改称し、現在に至ります。現在全国に1万7千余名の会員を擁し業界を代表し料金改定等、国（行政）と唯一交渉できる団体です。

### ■ 公益活動として

青少年健全育成を目的とした全国少年柔道大会の開催、災害救護や防災訓練への協力、および各種スポーツ大会のボランティア救護活動等、さまざまな活動を通じて国民の健康増進等に貢献しております。

第23回 WSJ（ワールドスカウトジャンボリー）「日整ブース」  
開設





▶ 都道府県に傘下の公益法人が存在

公益社団法人 日本柔道整復師会 〒110-0007 東京都台東区上野公園16-9							
	都道府県名称	〒	事務所所在地		都道府県名称	〒	事務所所在地
1	(公社)北海道柔道整復師会	060-0042	札幌市中央区大通西18丁目 北整会館内	25	(公社)滋賀県柔道整復師会	520-0816	大津市相模町2-37 滋賀県接骨会館内
2	(公社)青森県柔道整復師会	030-0843	青森市大字浜田字豊田 32-11	26	(公社)京都府柔道整復師会	615-0864	京都市右京区西京極新明町6番地
3	(公社)岩手県柔道整復師会	020-0861	盛岡市仙北 3-20-1	27	(公社)奈良県柔道整復師会	634-0046	橿原市栄和町84-2
4	(公社)宮城県柔道整復師会	980-0011	仙台市青葉区上杉 2-9-8	28	(公社)和歌山県柔道整復師会	640-8323	和歌山市太田143-4
5	(公社)秋田県柔道整復師会	010-0955	秋田市山王中島町3-1	29	(公社)兵庫県柔道整復師会	652-0804	神戸市兵庫区塚本通2-2-25
6	(公社)山形県柔道整復師会	990-0829	山形市五日町15-10 山形県柔道整復師会館内	30	(公社)大阪府柔道整復師会	550-0004	大阪市西区靱本町3丁目10番3号
7	(公社)福島県柔道整復師会	960-8142	福島市小倉寺字鬼石4番地の2	31	(公社)岡山県柔道整復師会	700-0814	岡山市北区天神町8-28
8	(公社)茨城県柔道整復師会	310-0804	水戸市白梅 2-2-39	32	(公社)鳥取県柔道整復師会	680-0022	鳥取市西町4-210-4
9	(公社)栃木県柔道整復師会	320-0046	宇都宮市西一の沢町4-7	33	(公社)島根県柔道整復師会	694-0064	大田市大田町大田 イ309-2 大田商工会議所内
10	(公社)群馬県柔道整復師会	371-0022	前橋市千代田町1-1-8	34	(公社)広島県柔道整復師会	732-0805	広島市南区東荒神町1-5
11	(公社)埼玉県柔道整復師会	331-8681	さいたま市北区宮原町1-166-6	35	(公社)山口県柔道整復師会	754-0002	山口市小郡下郷2321番地5
12	(公社)千葉県柔道整復師会	260-0843	千葉市中央区末広 3-21-6	36	(公社)香川県柔道整復師会	760-0008	高松市中野町13-1 接骨会館内
13	(公社)神奈川県柔道整復師会	222-0033	横浜市港北区新横浜 3-23-11	37	(公社)愛媛県柔道整復師会	790-0003	松山市三番町7-13-3
14	(公社)山梨県柔道整復師会	400-0032	甲府市中央 4-12-21 甲府法人会館1F	38	(公社)徳島県柔道整復師会	770-0855	徳島市新蔵町1-90-1
15	(公社)東京都柔道整復師会	113-0033	文京区本郷1-11-6	39	(公社)高知県柔道整復師会	780-8014	高知市塩屋崎町2-1-27
16	(公社)新潟県柔道整復師会	950-0084	新潟市中央区明石1-2-28	40	(公社)福岡県柔道整復師会	810-0005	福岡市中央区清川2-11-8
17	(公社)長野県柔道整復師会	380-0958	長野市大字安茂里字伊勢宮 2167-9	41	(公社)大分県柔道整復師会	870-0921	大分市萩原4-8-58 大分県整骨会館
18	(公社)富山県柔道整復師会	930-0096	富山市舟橋北町3-7	42	(公社)佐賀県柔道整復師会	840-0861	佐賀市嘉瀬町大字中原2092番地
19	(公社)石川県柔道整復師会	920-0031	金沢市広岡2-3-26	43	(公社)長崎県柔道整復師会	852-8104	長崎市茂里町3-24 長崎県総合福祉センター3F
20	(公社)福井県柔道整復師会	918-8013	福井市花堂東2-301	44	(公社)熊本県柔道整復師会	860-0842	熊本市中央区南千反畑町11-12ハク'リーズ'南千反2F
21	(公社)静岡県柔道整復師会	420-0044	静岡市葵区西門町2番12号	45	(公社)宮崎県柔道整復師会	880-0056	宮崎市神宮東3-9-37
22	(公社)愛知県柔道整復師会	460-0022	名古屋市中区金山5-13-22	46	(公社)鹿児島県柔道整復師会	892-0804	鹿児島市春日町3-16
23	(公社)三重県柔道整復師会	514-0016	津市乙部2086	47	(公社)沖縄県柔道整復師会	900-0033	那覇市久米1-4-26 ジグラートビル3F-A
24	(公社)岐阜県柔道整復師会	500-8385	岐阜市下奈良1丁目17番1号				

#### 4 民間保険加入状況、安全基準の有無

公益社団法人 日本柔道整復師会 独自の安全基準あり 防災措置を担える

	都道府県名称	民間保険加入状況	独自の安全基準の有無	防災措置を担えるか	備考
1	(公社)北海道柔道整復師会	不明	有	可	
2	(公社)青森県柔道整復師会	不明	有	可	
3	(公社)岩手県柔道整復師会	損保ジャパン赤十字ボランティア保険 133	有	可	
4	(公社)宮城県柔道整復師会	富国生命 336、アクサ生命 4	有	可	
5	(公社)秋田県柔道整復師会	不明	有	可	
6	(公社)山形県柔道整復師会	不明	有	可	
7	(公社)福島県柔道整復師会	不明	有	可	
8	(公社)茨城県柔道整復師会	不明	有	可	
9	(公社)栃木県柔道整復師会	メットライフ生命 389、日本生命 327、損保ジャパン95	有	可	
10	(公社)群馬県柔道整復師会	不明	有	可	
11	(公社)埼玉県柔道整復師会	不明	有	可	
12	(公社)千葉県柔道整復師会	不明	有	可	
13	(公社)神奈川県柔道整復師会	安田生命 グループ保険 257、専念アクティブ 79、集団月掛保険 10	有	可	
14	(公社)山梨県柔道整復師会	不明	有	可	
15	(公社)東京都柔道整復師会	不明	有	可	
16	(公社)新潟県柔道整復師会	不明	有	可	
17	(公社)長野県柔道整復師会	富国生命 579	有	可	
18	(公社)富山県柔道整復師会	明治安田生命 491、プルデンシャルジブラルタファイナンシャル生命 488	有	可	
19	(公社)石川県柔道整復師会	AGI損害保険 10、オリックス 15、メットライフ生命 78	有	可	
20	(公社)福井県柔道整復師会	不明	有	可	
21	(公社)静岡県柔道整復師会	不明	有	可	
22	(公社)愛知県柔道整復師会	日本生命 763	有	可	
23	(公社)三重県柔道整復師会	メットライフ生命 (団体生命保険 158、医療保険 153)	有	可	

24	(公社)岐阜県柔道整復師会	損保ジャパン日本興和 (所得補償 12、休業補償1) 東京海上 5	有	可
25	(公社)滋賀県柔道整復師会	メットライフ生命 135	有	可
26	(公社)京都府柔道整復師会	日本生命 20、アフラック 11、東京海上日動 6 損保ジャパン日本興和 25、AIG 5	有	可
27	(公社)奈良県柔道整復師会	不明	有	可
28	(公社)和歌山県柔道整復師会	不明	有	可
29	(公社)兵庫県柔道整復師会	不明	有	可
30	(公社)大阪府柔道整復師会	不明	有	可
31	(公社)岡山県柔道整復師会	不明	有	可
32	(公社)鳥取県柔道整復師会	不明	有	可
33	(公社)島根県柔道整復師会	不明	有	可
34	(公社)広島県柔道整復師会	不明	有	可
35	(公社)山口県柔道整復師会	不明	有	可
36	(公社)香川県柔道整復師会	メットライフアリコ生命 (団体 106、個人 28)、アフラック 30	有	可
37	(公社)愛媛県柔道整復師会	不明	有	可
38	(公社)徳島県柔道整復師会	不明	有	可
39	(公社)高知県柔道整復師会	不明	有	可
40	(公社)福岡県柔道整復師会	不明	有	可
41	(公社)大分県柔道整復師会	不明	有	可
42	(公社)佐賀県柔道整復師会	不明	有	可
43	(公社)長崎県柔道整復師会	不明	有	可
44	(公社)熊本県柔道整復師会	不明	有	可
45	(公社)宮崎県柔道整復師会	不明	有	可
46	(公社)鹿児島県柔道整復師会	不明	有	可
47	(公社)沖縄県柔道整復師会	不明	有	可

### 柔道整復師の事故例調べ(業務上、通勤) (1)

	職 種	事故発生年	事故発生の状況	備 考
1	柔道整復師	2000年(平成12年)	高齢者の患者介助中の中腰になった際に腰痛発症	休業
2	柔道整復師	2012年(平成14年)	通勤時の追突事故	
3	柔道整復師	2020年(令和2年)	通勤途上の交通事故(右折しようとして、直進車と衝突)	
4	柔道整復師	2015年(平成27年)	治療機器のコードに引っ掛かり捻挫	
5	柔道整復師	2018年(平成30年)	施術用ベッド移動時に下腿打撲	
6	柔道整復師	2019年(平成31年)	通勤時の交通事故	
7	柔道整復師	2020年(令和2年)	自転車で転んで鎖骨を骨折	
8	柔道整復師	2018年(平成30年)	通勤時、交差点停車中に後方より追突。院は休まず通院にて寛解。	
9	柔道整復師	2018年(平成30年)	雪かき作業中、滑って転倒し腰部捻挫。痛みを我慢し仕事を続けた。	
10	柔道整復師	2018年(平成30年)	患者様を抱え起こしたときに、相手の握っていた鍵が背中に刺さり出血。止血できなかった為、救急車で医療センターへ行き止血。	
11	柔道整復師	2014年(平成26年)	通勤時、赤信号を無視して走行してきた車両と衝突。捻挫、挫傷で通院した。	
12	柔道整復師	2015年(平成27年)	三陸自動車道で車がスリップし、ガードレールに激突。1~2日首と手を痛めた。	
13	柔道整復師	2016年(平成28年)	通勤時、バイクがよそ見運転で車の真横に追突。当日のみ休業し、病院へ検査へ。その後は通常診療。	
14	柔道整復師	2017年(平成29年)	帰宅時、交差点で赤信号点滅で一時停止せずに進入してきた車に衝突され、捻挫、打撲。	
15	柔道整復師	2012年(平成24年)	出勤時、路上のグレーチングに躓き転倒し、肩鎖関節脱臼。休業せず。健康保険にて3ヵ月受療。	
16	柔道整復師	2010年(平成22年)	バイクで走っていた時、左のコンビニからバックしてきた車と接触し、左膝の後十字靭帯を断裂し	
17	柔道整復師	2007年(平成19年)	床の物を持ち上げようとして腰痛発症。休業せず。受療せず。	
18	柔道整復師	不明	通勤時、車で自損事故を起こしたことがある。	
19	スタッフ	不明	通勤途中で交通事故にあった	
20	柔道整復師	不明	患者様の体を支えようと中腰で腰を捻り負傷。	



## 柔道整復師の事故例調べ(業務上、通勤) (2)

	職 種	事故発生年	事故発生の状況	備 考
21	柔道整復師	不明	帰宅時に、車と接触事故	
22	柔道整復師	2008年(平成20年)	移動しようとしてベッドの脚に足を引っかけて足首を捻挫をした	
23	柔道整復師	2014年(平成26年)	バイク通勤中に転倒して打撲と捻挫をした	
24	柔道整復師	2020年(令和2年)	自力で動けない患者を移動させるため抱き上げた時腰を捻って傷めた	
25	柔道整復師	2000年(平成12年)	患者さんを抱き起こそうとして腰痛発生	
26	柔道整復師	2010年(平成22年)	手技をしていて右第1指に疼痛発生	
27	柔道整復師	2018年(平成30年)	患者さんを抱き起こそうとして右上腕部に疼痛発生	
28	柔道整復師	2020年(令和2年)	手技をしていて右第1指、第3指に疼痛発生	
29	スタッフ	1993年(平成5年)	高齢の患者さんの介助でバランスを崩して腰を捻り負傷	自院で治療
30	柔道整復師	1996年(平成8年)	高齢の患者さんをベッドから抱え起こそうとして腰を捻り負傷	自己治療
31	柔道整復師	2008年(平成20年)	高齢の患者さんの介助をしていて玄関の段差を踏み外し足首を捻挫	自己治療
32	スタッフ	2013年(平成25年)	治療室の清掃中、中腰になって腰を捻り負傷	自院で治療
33	柔道整復師	2020年(令和2年)	施術室にて暖房器具を移動しようとして手が外れて弾みで転倒して大腿骨を骨折した	
34	柔道整復師	2015年(平成27年)	バイクにて患家へ往療中、信号待ちをしていた際、軸足を車線側に置いていたためトラックに敷かれ第1～5趾骨を骨折。	休業、通院
35	柔道整復師	2005年(平成17年)	施術中体重をかけた際、急に腰に痛みが走る。	休業1日
36	柔道整復師	2010年(平成22年)	施術を行った際の姿勢が悪く右足に痛みが発生した。	休業1日
37	柔道整復師	2020年(令和2年)	勤務柔道整復師が患者(新型コロナウイルス陽性者)に対して施術を行った際、自身が罹患してしまった。(保健所調査により判明)	施術所の休業2日 柔整師欠勤14日
38	柔道整復師	2004年(平成16年)	通勤途中バイクで転倒	休業3日
39	柔道整復師	2008年(平成20年)	患者を車いすからベットに移乗しようとした時にぎっくり腰になった。	コルセット着用で就業
40	柔道整復師	2005年(平成17年)	固定具を作成中に左第二指を切傷	
41	柔道整復師	2011年(平成23年)	業務用ヒートガンで火傷	

### 柔道整復師の事故例調べ(業務上、通勤) (3)

	職 種	事故発生年	事故発生の状況	備 考
42	柔道整復師	2013年(平成25年)	往療のため移動中、段差で足を捻り捻挫	テーピングをして業務遂行
43	柔道整復師	2016年(平成28年)	トレーニングマシンを指導中患者が誤って操作し、右第2指を挟む。	就業内容を変更
44	柔道整復師	2020年(令和2年)	高齢の患者さんをベットから抱え起こそうとして腰痛発症	休業
46	柔道整復師	2006年(平成18年)	往療先で飛び石に躓き、小型電療機と往診バックと共に手をつき骨折	
47	柔道整復師	不詳	治療機器のコードに引っ掛かり転倒	
48	柔道整復師	1987年(昭和62年)	書類提出途中に交通事故に遭った	1か月程度休業
49	柔道整復師	2015年(平成27年)	雨天時の通勤中に自転車で転倒	
50	柔道整復師	2016年(平成28年)	接骨院の植木鉢を誤って落としてしまい、破片で左手に裂傷を負った。	休業
51	柔道整復師	2018年(平成30年)	腰部を施術中に、患者の突然に動きで母指を突き指	テーピングし施術継続
52	柔道整復師	2019年(令和元年)	審査会の会場で躓き右膝を捻り受傷	休業2日
53	柔道整復師	2016年(平成28年)	勉強会の帰りに自転車に乗っていて縁石に接触して転倒し、おそらく肋骨骨折をした	
54	柔道整復師	2020年(令和2年)	牽引療法時、腰痛発症	
55	柔道整復師	2015年(平成27年)	車より車いすに移すとき、踏ん張りそこない下肢痛発症	
56	柔道整復師	2010年(平成22年)	治療室エアコンの点検時、脚立より降りるとき、着地で股関節を強度に捻転する	
57	柔道整復師	2016年(平成28年)	アルフェンスを切断する際、自分の指まで切り負傷	
58	柔道整復師	2018年(平成30年)	脚立から降りようとした際、足を踏み外し捻挫	
59	柔道整復師	2019年(令和元年)	患者さんが寝ているベッドを動かそうとしたとき、腰を痛めた	半日休業
60	柔道整復師	2010年(平成22年)	ベッドの脚に足指をぶつけて痛める	
61	柔道整復師	2016年(平成28年)	通勤中に追突事故に遭う	
62	柔道整復師	不明	往診の際、車より治療器を持ち上げた際、左肩を痛めた	自院で加療
63	柔道整復師	2017年(平成29年)	診療室のワックス掛けの際、ベッドを移動させていて腰を痛めた	自院で加療
64	柔道整復師	2012年(平成24年)	ベッド横に膝を曲げ施術を繰り返し、腰を痛める	業務続行
65	柔道整復師	2011年(平成23年)	中腰姿勢や腰を曲げた姿勢での施術多く、身体を起こした際腰を痛める	業務続行



### 柔道整復師の事故例調べ(業務上、通勤) (4)

	職 種	事故発生年	事故発生の状況	備 考
66	柔道整復師	2008年(平成20年)	過労により倒れる	通院他業務続行
67	柔道整復師	2015年(平成27年)	帰宅途中、自転車で転倒し右胸部をブロックに打撲	休業
68	柔道整復師	2019年(令和元年)	通勤途中、自転車で転倒し顔面部打撲	
69	柔道整復師	2019年(令和元年)	施術所内を清掃中、転倒し臀部打撲	
70	柔道整復師	1985年(昭和60年)	施術中、患者さんを持ち上げたとき胸骨骨折	
71	柔道整復師	1999年(平成11年)	通勤時、始業時間に間に合わせるため一時停止を無視し、出会い頭に衝突	8ヶ月加療
72	柔道整復師	2012年(平成24年)	施術中、体勢を変えた際、腰痛発症	
73	柔道整復師	2020年(令和2年)	患者さんをベッドから抱え起こそうとして腰痛発症	
74	柔道整復師	2020年(令和2年)	通勤中、階段で滑って転倒し大腿部挫傷	
75	柔道整復師	1980年頃	施術所の床のワックス(乾く前)で滑り腰を強打	自宅療養
76	柔道整復師	2006年(平成18年)	通勤中交通事故	通院
77	柔道整復師	2018年(平成30年)	施術室の棚にある書類を取り、脚立から降りようとした時、一段踏み外し床に転倒し左手を負傷した	一日休業
78	柔道整復師	2005年(平成17年)	夜9時頃療養費申請書作成中胸に痛みを感じ狭心症と診断	休業
79	柔道整復師	1995年(平成7年)	施術用ベッドの足で第五趾関節をぶつけ捻挫	
80	事務員	2010年(平成22年)	交差点で車同士の事故(通勤災害でなく交通事故で対応)	一週間休業
81	柔道整復師	2007年(平成19年)	高齢の患者さんをベッドで施術の際に小さい低周波機械で頭を強打(機械の転落)	病院へ連れて行った
82	柔道整復師	2012年(平成24年)	院内を小走りで動いていて足首捻挫	
83	柔道整復師	2017年(平成29年)	施術中にベッドから落ちそうになり右手をついて捻挫	
84	柔道整復師	2010年(平成22年)	治療器を足におとして指を負傷	仕事はできた
85	柔道整復師	2014年(平成24年)	通勤時に犬をよけての自損事故・右第1中足骨骨折	
86	柔道整復師	2005年(平成17年)	診察ベッドに足の趾部をひっかけて不全骨折したと思われる。	自分で固定し営業
87	柔道整復師	2020年(令和2年)	診療機械の台に足をぶつけて負傷	自分で固定し営業

### 柔道整復師の事故例調べ(業務上、通勤) (5)

	職 種	事故発生年	事故発生の状況	備 考
88	柔道整復師	2019年(令和元年)	介助を必要とする患者さんをベッドから車椅子へ移動中腰部痛発症	疼痛を我慢して施術する
89	柔道整復師	2018年(平成30年)	介助を必要とする患者さんをベッドから車椅子へ移動中背部痛発症	疼痛を我慢して施術する
90	柔道整復師	2016年(平成28年)	介助を必要とする患者さんをベッドから降ろす時に腰部痛発症	疼痛を我慢して施術する
91	柔道整復師	2013年(平成25年)	休日当番接骨院へ通勤中、自転車で転倒し左腕脱臼骨折	休業
92	柔道整復師	1990年(平成2年)	肩関節のマニピレーション中、患者が動いた為、前腕部がずれて滑り自分の肩関節を捻挫した。	整復してもらい冷あん法
93	柔道整復師	2000年(平成12年)	赤外線足のつまずき2メートルくらい飛んで前転で受け身をしたが右膝を強打した	整形外科で血腫を除去
94	柔道整復師	2005年(平成17年)	胸椎のマニピレーション中体重を急にかけた際自分の指関節を負傷した	自宅で治療した
95	柔道整復師	2010年(平成22年)	股関節のマニピレーション中急にスラストした際肩関節を負傷した	自宅で治療した
96	柔道整復師	2017年(平成29年)	レセプトを出しに行った際に交通事故に遭遇、全身打撲	業務の為強行退院
97	柔道整復師	2018年(平成30年)	院内で転倒し右手関節負傷	外傷を押して業務遂行
98	柔道整復師	2018年(平成30年)	日常的なストレスのため、体調不良・不眠が続く	治療せず業務遂行
99	柔道整復師	2016年(平成28年)	高齢患者さんの歩行介助を行っていた際に腰痛発症	
100	柔道整復師	2016年(平成28年)	バランスを崩した患者さんを支えようとした際、足をひねった	
101	柔道整復師	2018年(平成30年)	機材のコードに足をひっかけて転倒し打撲	
102	柔道整復師	2020年(令和2年)	備品の運搬中に腰痛発症	
103	柔道整復師	2012年(平成24年)	バイク通勤中衝突	
104	柔道整復師	2010年(平成22年)	施術室で電機のコードに引っかかり壁にぶつかった際後頭部を強打(頭部打撲)	検査通院
105	柔道整復師	2019年(令和元年)	患者介助の際に腰部捻挫	外傷を押して業務遂行
106	事務職員	2019年(令和元年)	湿布の箱を持ち上げ腰部捻挫	外傷を押して業務遂行
107	事務職員	2019年(令和元年)	患者が振り上げた松葉づえで顔面部打撲	外傷を押して業務遂行

### 柔道整復師の事故例調べ(業務上、通勤) (6)

	職 種	事故発生年	事故発生の状況	備 考
108	柔道整復師	2015年(平成27年)	患者様の膝関節を下方牽引して腰部を捻挫した	腰部ベルトを装着して施術を継続
109	柔道整復師	2015年(平成27年)	機械の角で足の小指をひっかけ不全骨折	仕事しながら治す
110	柔道整復師	2010年(平成22年)	患者様の上肢を上方牽引していた際に右肩関節を捻挫した	自身で治療しながら施術を継続
111	柔道整復師	2010年(平成22年)	前屈位で施術中、患者さんの足を抱えた際に腰痛発症	1日休業
112	柔道整復師	2010年(平成22年)	車で通勤途中、後方より追突され、むち打ち	
113	柔道整復師	2018年(平成30年)	患者さんをベッドから起こそうとした際、腰痛発症	
114	柔道整復師	2018年(平成30年)	施術用のイスを持ち上げた際、急性腰椎椎間板ヘルニア発症し手術	2週間休業
115	柔道整復師	2020年(令和2年)	通勤中、自転車で転倒して左全腕骨不全骨折	
116	柔道整復師	2017年(平成29年)	通勤中、自転車で転倒し骨折	休業
117	柔道整復師	2002年(平成14年)	通勤時、バイクから降車する際、膝をひねった。	
118	柔道整復師	2000年(平成12年)	通勤時、駅会談を踏む外し転倒し負傷	
119	柔道整復師	2011年(平成23年)	通勤時、自転車にて転倒し負傷	
120	柔道整復師	2020年(令和2年)	帰宅する際、支持台に足を打ち付け負傷	
121	柔道整復師	1998年(平成10年)	出勤時、自宅マンションの階段で滑り捻挫	
122	柔道整復師	2010年(平成22年)	患者さんの指先が顔面に当たり負傷	
123	柔道整復師	2019年(平成31年)	通勤時、自転車で走行中転倒し負傷	
124	柔道整復師	2020年(令和2年)	待合室のソファを拭いていてギックリ腰	
125	柔道整復師	2019年(令和元年)	治療器につまづき転倒、手首捻挫	
126	柔道整復師	2018年(平成30年)	ベッドの上で運動療法指導中に患者さんが急に動き始めたため手首負傷	
129	柔道整復師	2016年(平成28年)	施術中、腰椎椎間板ヘルニア発症	
130	柔道整復師	2016年(平成28年)	看板の掃除中に三脚を使っていて降りる時に足首捻挫	
131	柔道整復師	2015年(平成27年)	しゃがんで施術中、隣のベッドへ移動しようと立ち上がった時、半月板断裂し手術	
132	柔道整復師	2015年(平成27年)	通勤中に追突され負傷	
133	柔道整復師	2010年(平成22年)	施術用イスに座ろうとしてイスの足が壊れ臀部強打	

柔道整復師の事故例調べ(業務上、通勤) (7)

	職 種	事故発生年	事故発生の状況	備 考
134	柔道整復師	2010年(平成22年)	施術中、急性腰痛症	
135	柔道整復師	不明	施術中の姿勢から腰痛発症	
136	柔道整復師	2015年(平成27年)	通勤中に追突され負傷	
137	柔道整復師	2010年(平成22年)	施術用イスに座ろうとしてイスの足が壊れ臀部強打	
138	柔道整復師	2010年(平成22年)	施術中、急性腰痛症	
139	柔道整復師	不明	施術中の姿勢から腰痛発症	
140	柔道整復師	発生年不明	患者さんの扱いから腰部捻挫	
141	柔道整復師	発生年不明	ベッドの足に自分の5趾を引っ掛け負傷	
142	柔道整復師	発生年不明	患者さんが急に手を挙げて目を突いた	
143	柔道整復師	発生年不明	ベッドから降りる際に足首捻挫	
144	柔道整復師	発生年不明	施術中、第1指関節を痛める	
145	柔道整復師	発生年不明	通勤中にバイク事故	
146	柔道整復師	発生年不明	自転車で通勤中、バイクと接触	
147	柔道整復師	2006年(平成18年)	施術所の玄関前で滑って転倒	
148	柔道整復師	2000年(平成12年)	会代表として柔道大会に参加して、技を掛けた際に膝を強く捻って負傷した。	テーピング固定で仕事
149	柔道整復師	2009年(平成21年)	会代表として柔道大会に参加して、投げられまいと庇い手を着き肘を強く捻って負傷した。	包帯固定で仕事
150	整骨院助手	2018年(平成30年)	患者の荷物を取ろうとしゃがんだ時腰痛発症	コルセットで仕事継続
151	柔道整復師	2019年(令和元年)	院内の清掃中かがんだ際腰痛発症	コルセットで仕事継続
152	柔道整復師	2017年(平成29年)	自転車で通勤中、転倒し骨折	
153	柔道整復師	2002年(平成14年)	バイクから降車するさい膝を捻った	
154	柔道整復師	2000年(平成12年)	駅で階段を踏み外し転倒	
155	柔道整復師	2011年(平成23年)	通勤時自転車で転倒	
156	柔道整復師	2020年(令和2年)	帰宅する際消灯し、支持台に足趾を打ち付け負傷	



### 柔道整復師の事故例調べ(業務上、通勤) (8)

	職 種	事故発生年	事故発生の状況	備 考
157	整骨院助手	2018年(平成30年)	患者の荷物を取ろうとしゃがんだ時腰痛発症	コルセットで仕事継続
158	柔道整復師	2019年(令和元年)	院内の清掃中かがんだ際腰痛発症	コルセットで仕事継続
159	柔道整復師	2017年(平成29年)	自転車で通勤中、転倒し骨折	
160	柔道整復師	2002年(平成14年)	バイクから降車するさい膝を捻った	
161	柔道整復師	2000年(平成12年)	車で階段を踏み外し転倒	
162	柔道整復師	2011年(平成23年)	通勤時自転車で転倒	
163	柔道整復師	2020年(令和2年)	帰宅する際消灯し、支持台に足趾を打ち付け負傷	
164	柔道整復師	1998年(平成10年)	出勤する際、自宅マンションの階段で足を滑らせ捻り負傷	
165	柔道整復師	2010年(平成22年)	患者さんの指が顔面に当たり負傷	
166	柔道整復師	2019年(平成31年)	通勤時自転車で走行中に転倒し負傷	
167	柔道整復師	不明	前かがみで施術中に、腰、背中を負傷	
168	柔道整復師	不明	施術中に不注意により手関節を痛める	
169	柔道整復師	2018年(平成30年)	帰宅時に交通事故	
170	柔道整復師	2018年(平成30年)	降雪時、施術所駐車場の除雪中、スノーダンプを足で押したとき右膝捻挫	
171	柔道整復師	2020年(令和2年)	施術室のベッドの移動をしようと持ち上げたときに腰部を捻転	
172	柔道整復師	2020年(令和2年)	施術室のベッドの脚につまずき、内側半月板損傷	
173	柔道整復師	2008年(平成20年)	降雪時、施術所駐車場の除雪中、硬い雪をスコップで崩そうとして右手関節を捻挫	
174	柔道整復師	2010年(平成22年)	施術中、中腰の姿勢から状態を起こそうとして腰痛発症	
175	柔道整復師	2011年(平成23年)	患者さんを起こそうとして腰を負傷	
176	柔道整復師	2012年(平成24年)	施術中、中腰の姿勢から状態を起こそうとして腰痛発症	
177	柔道整復師	2015年(平成27年)	高齢者の患者さんの起居動作を介助しようとして背部を捻り負傷	
178	柔道整復師	2015年(平成27年)	施術所玄関の除雪中、凍った地面で滑り転倒、臀部を強打し負傷	
179	柔道整復師	2009年(平成21年)	バイクで通勤中、自動車と衝突し転倒し頸部、腰部、右下腿部を負傷	

### 柔道整復師の事故例調べ(業務上、通勤) (9)

	職 種	事故発生年	事故発生の状況	備 考
180	柔道整復師	不明	施術中、包帯を切ろうとして自身の指を切った	
181	柔道整復師	不明	施術中、患者さんの話を傾聴していた際、唾が目に入り麦粒腫となった	通院
182	柔道整復師	不明	車いすの患者さんをベッドに移動する際、腰部を負傷	
183	柔道整復師	1999年(平成11年)	治療機器のアームに指を挟み負傷	
184	柔道整復師	2003年(平成15年)	開けたドアが反動で閉まり頭部を負傷	
185	柔道整復師	2009年(平成21年)	運動療法中、腰部を捻り負傷	
186	柔道整復師	2014年(平成26年)	患者さんのスリッパをベンド下から出そうとして腰部を捻り負傷	
187	柔道整復師	2016年(平成28年)	治療器下の施術用具を取り出そうとし肩を負傷	
188	柔道整復師	2019年(令和元年)	運動療法中、腰部を捻り負傷	
189	柔道整復師	2010年(平成22年)	湿布の段ボール箱を持ち上げ腰痛発症	通院
190	柔道整復師	2011年(平成23年)	ベッドの下に保管していた上下肢台を取り出そうし腰部を捻る	通院
191	柔道整復師	2012年(平成24年)	高齢者の患者さんをベッドへ移動するため抱きかかえたときに腰部を捻る	入院
192	柔道整復師	2014年(平成26年)	通勤時、玄関前の階段を踏み外し転倒し腰痛発症	
193	柔道整復師	2018年(平成30年)	院内清掃時、玄関マットを持ち上げようとしてそのまま前のめりになり転倒し腰部負傷	
194	柔道整復師	2020年(令和2年)	待合室ソファを拭いていてぎっくり腰を発症	
195	柔道整復師	2019年(令和元年)	治療器に躓き転倒し手首捻挫	
196	柔道整復師	2018年(平成30年)	ベッドの上で運動療法指導中に患者さんが急に動いたため手首負傷	
197	柔道整復師	2016年(平成28年)	施術中、体制が悪く腰椎椎間板ヘルニアを発症	
198	柔道整復師	2003年(平成15年)	自転車通勤中転倒し頭部裂傷	
199	柔道整復師	不明	患者がベッドからおちそうになり支えた際に腰痛発症	
200	柔道整復師	不明	施術所の蛍光灯を交換時、脚立から降りる際足を踏み外し脚関節捻挫	
201	柔道整復師	1984年(平成6年)	105kgの患者さんをベッド上で抱き抱え起こそうとして腰痛発症	コルセット着用
202	柔道整復師	2006年(平成18年)	施術所玄関で滑って捻挫	



### 柔道整復師の事故例調べ(業務上、通勤) (10)

	職 種	事故発生年	事故発生の状況	備 考
202	柔道整復師	2018年(平成30年)	患者の荷物を取ろうとしゃがんだ時に腰痛を発症	コルセット着用
203	柔道整復師	2019年(令和元年)	施術所清掃中、かがんだ際に腰痛発症	コルセット着用
204	柔道整復師	2010年(平成22年)	通勤時、自動車の接触事故により首と腰を負傷	
205	柔道整復師	2010年(平成22年)	施術ベットから足を滑らせ床で顔面を強打し負傷	
206	柔道整復師	2013年(平成25年)	施術ベットから足を滑らせ手をつき手関節捻挫	
207	柔道整復師	2013年(平成25年)	通勤時、駐車場の車止めに躓き転倒し、膝蓋骨骨折	1週間休業
208	柔道整復師	2014年(平成26年)	接骨院でスピーカーを移動しようとした際、滑って腰を捻り負傷	
209	柔道整復師	2015年(平成27年)	接骨院でワックスがけし終了後、滑って足関節捻挫	
210	柔道整復師	2016年(平成28年)	患者が植木を倒しそうになり、それを支えたときに腰を捻り腰部捻挫	
211	柔道整復師	2017年(平成29年)	通勤時、駅の階段を踏み外して膝と足首を捻挫	
212	柔道整復師	2018年(平成30年)	通勤時、雨上がりに枯れ葉ですべり捻挫	
213	柔道整復師	2019年(令和元年)	カーテンレール修理中に台から転落して骨折	1週間休業
214	柔道整復師	2019年(令和元年)	治療器具のコードに躓き転倒し捻挫	
215	柔道整復師	2020年(令和2年)	施術中に無理な姿勢になり腰と膝を捻挫	
216	柔道整復師	2020年(令和2年)	自転車で通勤中、転倒し打撲と捻挫	
217	柔道整復師	2020年(令和2年)	患者を支えた際に、脱臼した	
218	柔道整復師	2020年(令和2年)	患者をベッドから起こそうとして腰痛発症	
219	スタッフ	2020年(令和2年)	院内でベッドに昇る台に躓き転倒して胸部打撲及び腰痛発症	
220	柔道整復師	2019年(令和元年)	院内で患者さんの寝返りを補助して腰痛発症	
221	スタッフ	2017年(平成29年)	接骨院玄関を清掃中に段差に躓き足関節捻挫	
222	柔道整復師	2015年(平成27年)	施術所内で屈んでの施術状態から急激に起き上がった際に腰痛発症	
223	柔道整復師	2020年(令和2年)	歩行障害の患者さんを椅子から立ち上がる際の介助した際、体制を崩し腰痛発症	
224	柔道整復師	2020年(令和2年)	ストレッチ中に患者さんの不意の動きにより、支えていた右手首関節捻挫	

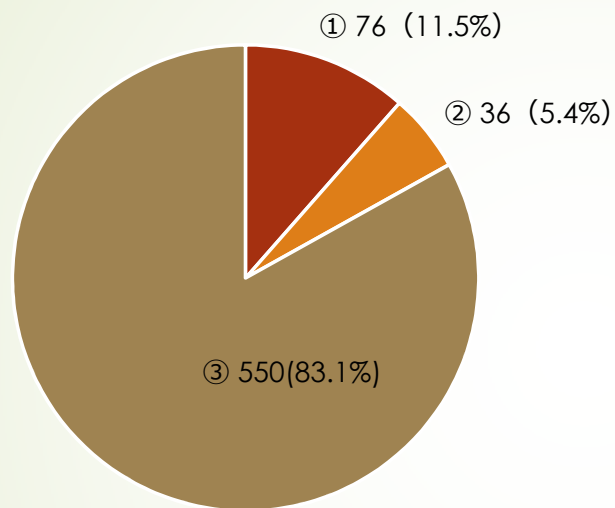
## 柔道整復師の事故例調べ(業務上、通勤) (11)

	職 種	事故発生年	事故発生の状況	備 考
225	柔道整復師	2010年(平成22年)	施術機器に足を強打し打撲	
226	柔道整復師	2011年(平成23年)	患者さんが乗った寝台を動かした際に急性腰痛発症	
227	柔道整復師	2016年(平成28年)	患者さんが乗った寝台を動かした際に急性腰痛発症	
228	柔道整復師	2019年(令和元年)	施術所内移動中にベッドの脚で足趾を強打し負傷	
229	柔道整復師	2019年(令和元年)	施術所内でのベッド移動作業中に急逝腰痛発症	通院
230	柔道整復師	2010年(平成22年)	施術所内の天井エアコンを清掃中、脚立から落下し腰部、臀部を打撲	
231	柔道整復師	2013年(平成25年)	プライトン(熱可塑性キャスト材)固定作成中、バケツに入った熱湯を倒し右側部熱傷	
232	柔道整復師	2018年(平成30年)	治療機器のコードに足を引っ掛け転倒し手をついた際に左手関節を捻挫	
233	柔道整復師	2018年(平成30年)	中腰で包帯を巻いていて患者の脚を持ち上げた際、急性腰痛を発症	休業
234	柔道整復師	2015年(平成27年)	ベッドの脚に足関節が引っ掛かり転倒し右膝損傷	休業
235	柔道整復師	2020年(令和2年)	治療機器のコードに足を引っ掛け転倒し手をついた際に左手首を捻挫	
236	柔道整復師	1995年(平成7年)	施術所内移動中に治療機器のコードに引っ掛かり転倒、その際手をつき母指骨折	休業
237	柔道整復師	2015年(平成27年)	通勤中、バイクで転倒し全身打撲	休業
238	柔道整復師	2018年(平成30年)	ベッドから降りる際に足を捻り、足関節捻挫	休業
239	柔道整復師	2014年(平成26年)	雨の中バイクで通勤中、雷に打たれ転倒し背部を負傷	
240	柔道整復師	2013年(平成25年)	通勤中、信号無視の自転車に追突され転倒し、大腿部の筋肉を断裂	

## 6 柔道整復師とスタッフのケガや事故に関するアンケート調査

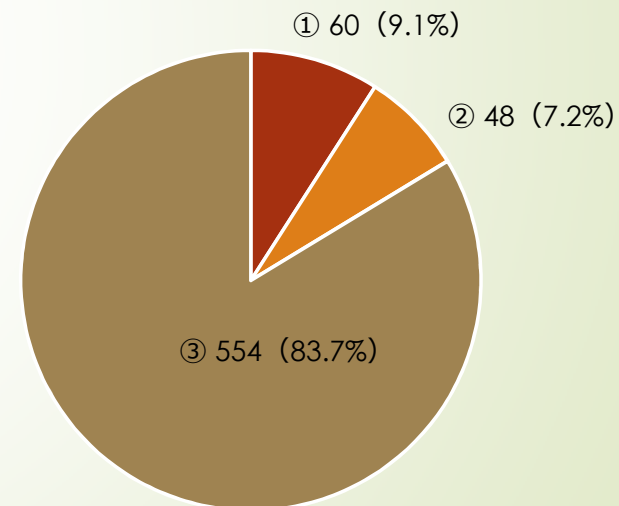
実施期間2020年9月1日～25日  
調査主体：日本柔道整復師会  
n=662

Q1 施術所で事故に遭い、ケガをしたことがありますか。



- ①ある
- ②自分はないが見聞きしたことがある
- ③ない

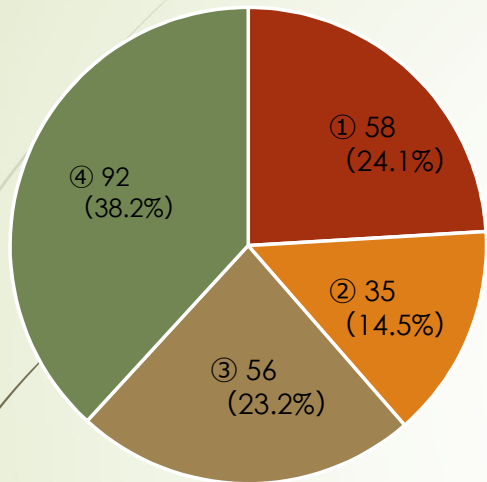
Q2 施術所へ行き来の中に事故（通勤災害）に遭い、ケガをしたことがありますか。



- ①ある
- ②自分はないが見聞きしたことがある
- ③ない

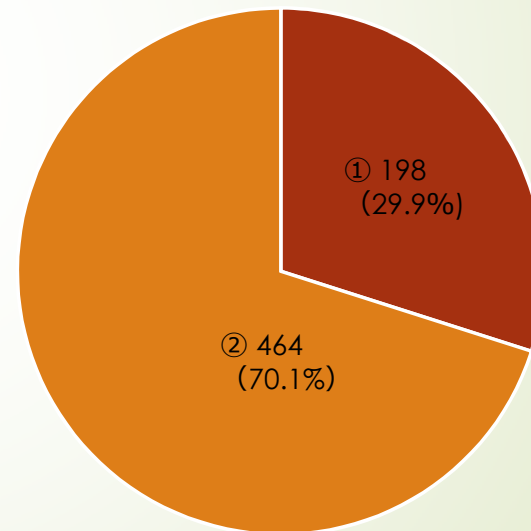
Q3 治療費は誰が払いましたか。(回答者 220)

(複数回答可 (n=241))



- ① 自分で払った
- ② 保険会社が払った
- ③ わからない
- ④ その他

Q4 厚生労働省の「労災保険の特別加入制度」は、一人親方(土木、建築、林業等)等が加入することができ民間より手厚い制度です。ご存じでしたか。



- ① 知っていた
- ② 知らなかった

柔道整復師とスタッフのケガや事故に関するアンケート調査（主な回答）

Q5 施術所での仕事上の事故の原因は何だと思いますか。	Q6 事故防止のため、気を付けなければならないと思うことがあれば自由に書いて下さい。
1 日頃の体調管理、施術所の環境、不注意	日頃から体調管理、施術所に危険な個所がないか点検し環境を整える
2 気のゆるみや高齢からくる不注意	細心の注意が必要、日常から施術所の整理整頓
3 患者の解除や転倒防止の際に無理な姿勢になった時	
4 体調不良	健康管理に日頃から気を付ける
5	始業前の準備運動が重要
6 慣れと不注意	
7 疲労、院内動線の不良、慣れから生じる不注意	
8	身の回りに対する配慮、日頃から施術所の整理整頓（棚、足元）、施術の姿勢
9 通勤時の事故、施術所内の不注意による転倒	
10 患者への介助動作、不注意	
11 施術者、スタッフ、患者の動線が混乱している場合 施術所内の環境、機械・器具の整理ができていない場合	機械・器具の整理と動線の確保
12	介助方法の注意
13	身の回りに対する配慮、日頃から施術所の整理整頓（棚、足元）、施術の姿勢
14 患者への介助動作、不注意	
15	介助方法の注意
16 患者への介助動作、不注意	身の回りに対する配慮、日頃から施術所の整理整頓（棚、足元）、施術の姿勢
17 患者の介助や足元への注意不足	
18 精神的・肉体的疲労、ストレス	安全衛生の徹底、リスクアセスメントの実施、メンタルヘルスケアの実施
19 施術所の配置	足元の配線に注意
20 不十分な体制での施術	しっかりとした体制で施術を行う、動線の確保
21	体調の自己管理（限界あり）
22 注意力・集中力不足	施術所内の確認点検を繰り返し行う、ヒヤリハット事例を記録し改善につなげる

柔道整復師とスタッフのケガや事故に関するアンケート調査（主な回答）（2）

Q5 施術所での仕事上の事故の原因は何だと思いますか。	Q6 事故防止のため、気を付けなければならないと思うことがあれば自由に書いて下さい。
24 患者への介助動作、不注意	労災事故を起こさない意識づけ、新型コロナウイルス感染症に対する感染予防の学習
25 施術所の整理整頓不足	施術所の整理整頓の徹底
26 施術時の無理な姿勢	往療時など不慣れな場所での施術を行う場合の注意徹底
27 注意不足、施術所の整理整頓不足	施術所の整理整頓の徹底
28 患者介助時の不注意	感染症の予防
29	整理整頓、手順の順守
30 患者介助時の不注意	施術所の設備等の改善(段差を無くする)
31 患者介助時の不注意	慎重に業務を行う
32 一時的な気の緩みによる不注意	一人一人の患者に細心の注意を払い、丁寧な処置を行う。
33 疲労の蓄積による体調不良での施術	患者様はもちろんスタッフが危険な目に合わないよう日頃から気を配る。
34 高齢及び身体不自由者を抱え込もうとしての腰痛。通勤時の交通事故。	安全に常に留意すること。細心の注意を常に払う事
35 ベッドからの誤っての落下、コードに躓くなど。	転ばないように機械類のコードを整頓する。
36 日頃からの安全確認(動線、物品の配置等)の点検不足	日頃からの安全確認(動線、物品の配置等)の点検。
37 不意な不良姿勢。	段差などは視覚的存在が明瞭であること。
38 高齢の患者による予測できない行動に巻き込まれる事。	サポーター、コルセット等による予防
39 テナントを借りているような状況なので、通勤や帰宅途中での事故が多い。	業務上、業務外に関わらず行動の一つ一つに注意する
40 日頃からの安全確認(動線、物品の配置等)の点検不足	「かもしれない」を意識する。
41 患者様の介助、躓く、引っかかる(コード等)、滑る。	マニュアルの構築、動線の確保。
42 経験不足、不慣れ、省略行動による安全への配慮を怠った場合(新人の場合)	ヒヤリハット事例を積み重ねて検討していく。
43 柔整師の気の緩みや無理な体制の業務等	電気火傷など。慎重な行動。
44 無理な姿勢で施術を行うことによって起こる腰痛が多い	普段、患者様へ指導している健康管理を自分でも行う。
45 仕事のルーティーン化からくる注意力や集中力の低下	施術用のベッドの高さや配置に工夫が必要
46 施術機器の誤った使用方法、故障によるトラブル	落ち着いてまわりを見ながら、気を配りながらの施術に心がける。



柔道整復師とスタッフのケガや事故に関するアンケート調査（主な回答）（3）

Q5 施術所での仕事上の事故の原因は何だと思えますか。	Q6 事故防止のため、気を付けなければならないと思うことがあれば自由に書いて下さい。
47 患者様の施術の際に施術者も同様に体の廻旋、前後屈、伸屈当の不自然な姿勢	常に緊張感を持って業務にあたる
48 注意散漫と思う。	患者さんに対して真摯に向き合うこと
49 俯き姿勢で施術する時間が長い。	日頃より急がず落ち着いて業務に取り組む
50 集中力の欠如・仕事に対する慢心	整理整頓を心掛け、机・イス等の配置を考える。
51 患者を起こそうとしたり、手伝う際の自己にかかる負担	バリアフリー設定を想定した建築構造を考慮する
52 限られた施術所スペースで、効率よく動こうとする際に無理があったかと思う。	器具・ベッドの配置等。コード類の整理
53 過労・施術所の動線の悪さ	把握し患者に状態を確認しながら施術することが大切だと思う。
54 狭いベッドの上での無理な姿勢での施術	持続的に体力維持する為の運動
55 ベッドから車椅子への移動等手助けをしている時に背部腰部の疼痛発症	無理のない姿勢での施術を心掛けること
56 患者さんの支持・介助による腰部捻挫が起きやすいと思います	動線上になるべく物を置かない。周囲に気を配る。
57 転倒、機械操作の際の外傷、患者からの感染症、介助中の外傷、ストレスなどによる	ベッドの上での施術で、患者が動く際に注意
58 施術所内の床の段差によるつまずき、転倒。濡れた床等で滑る。	今まで起こったインシデントやアクシデントを共有する
59 慌ただしい行動や不注意等	機器の取扱い(火傷等)に細心の注意を払う
60 施術業務の疲労、特に施術姿勢等	危険と思ったらすぐに改善する
61 注意力の散漫	一人一人の患者に細心の注意を払い、丁寧な処置を行うこと

## 安全で安心な施術所をつくるために

柔道整復の施術所において、柔道整復師に労働災害が起こると考えられるのは、患者さんを介助する場合等での腰痛或いは治療機器等の配線や配置位置が原因となる躓き、転倒などです。

柔道整復師やスタッフにとって、安全で安心な職場をつくることは、患者さんへのサービスの質の向上につながることであります。

一方、労働災害の原因を放置したままだと、安全で安心に施術をすることができなくなり、作業効率が低下することもあります。

そのため、労働災害を防ぐように努めることが大切です。

今回は、患者さんを介助するときの腰痛防止及び施術所での転倒防止について気をつけるポイントをまとめましたので、安全で安心な施術所づくりに役立てていただきたいと思います。

### 1 腰痛等の防止について

#### (1) 姿勢、動作

- ア 身体を患者さんになるべき近づけて動作をするよう心掛ける。
- イ 中腰、ひねり、前かがみ、後ろを向いて体を反らすなどの不自然な姿勢をなるべくとらない。
- ウ 姿勢を整え、急激な動作をなるべくさける。

#### (2) 環境

- ア すべりや転倒などを防止するために、床面はできるだけ凸凹・段差がないようにする。
- イ 床は滑りにくく、弾力性があり、衝撃やへこみにも強いものとする。
- ウ 動作に支障がないよう、施術所内、通路などは十分な広さを確保する。

#### (3) 介助する場合に注意すべきこと

- ア 患者さんを診療台からの起こす場合、中腰で行う作業は、同一姿勢を長時間続けないようにする。
- イ 患者さんの体格にも注意し、体重が重い患者さんに対しては複数で対応する。

## 2 転倒防止について

### (1) 一般的な転倒災害防止対策

- ア 治療機器等の配線には気を付け、施術に必要な動線を確保するとともに施術に必要な十分な広さの空間を確保する。
- イ 場所によってはすりや滑り止めの設置を検討する。
- ウ 危険個所の表示等の危険の「見える化」を推進する。
- エ 施術所内に注意事項を掲示するなどし、転倒防止及び防止対策について注意喚起する。

### (2) ヒヤリハットの活用

- ア ヒヤリハット事例が起こった場合には記録し、今後の防止対策に役立てる。
- イ 都道府県柔道整復師会において、1年間程度のヒヤリハット事例をまとめ、会員に周知することで注意喚起を行う。

## 3 安全活動について

労働災害を防止するために、①「施術所に潜んでいる危険」などを見つける  
②「危険な個所」などを知らせるなどの安全活動を日頃か行う。

### (1) 4S活動＝災害の原因を取り除く

- ・4Sとは「整理」、「整頓」、「清掃」、「清潔」のことで、これを日常から行うのが4活動です。
- ・4S活動は、労働災害の防止だけではなく、作業の効率化も期待できます。

### (2) KY活動

- ・KYとは「危険 (K)」「予知 (Y)」のことで、業務を開始する前に職場でどんな潜んでいるかなど確認し、動作確認をすることで、「うっかり」、「勘違い」、「思い込み」など防ぐことができます。

### (3) 危険の「見える化」＝危険を周知する

- ・危険を「見える化」することで、職員、患者で危険な箇所を共有することができ、注意を喚起することができる。

柔道整復施術所における新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン

公益社団法人 日本柔道整復師会  
一般社団法人 日本柔道整復接骨医学会

「柔道整復施術所（以下「施術所」という。）において提供する施術」（以下「施術」という。）においては、新型コロナウイルス感染症に対する感染防止対策を徹底するため、厚生労働省ほか関係省庁の通知、関連学会の見解等を踏まえ、柔道整復術を実施するにあたって適切な感染症対策を行い施術所の環境を確保する。

1 施術所の対応

(1) 基本的な姿勢

新型コロナウイルス感染症対策としていわゆる「3密」（密閉・密集・密接）を避けることとされています。施術所は、3つの密をそれぞれ可能な限り回避することにより施術を実施する環境の確保に努めることとする。

(2) 施術所の環境の確保

- 1) 患者、柔道整復師は、相互の安全確保のため、原則、施術所ではマスクを着用することとする。
- 2) マスク不足が深刻な時期は、患者のマスクは、原則、患者に用意してもらいます。マスクがない場合は、受診できないことを患者に伝え、マスクが確保できないは、施術所に相談するよう患者に説明する。
- 3) 受付後、速やかに新型コロナウイルス関連の予診票の記載、体温測定を行い、患者の健康状態を確認する。
- 4) 発熱（平熱より高い体温、あるいは体温が 37.5℃以上を目安とする。）がある場合など、施術を行うのに不適当と判断した場合は、患者に説明したうえで、体調が回復してからの来院を促す。
- 5) 施術所内では事務室や施術者・スタッフ控室での3密を避けるため、共用する物を減らし、集団で食事をする等については感染リスクにつながることを認識し、避けるように努める。
- 6) 患者の「密集」を避けるため、施術所の患者数の状況により予約制につ

いても検討する。

- 7) 患者とスタッフが対面で話す際は、適切な距離を確保するよう配慮する
- 8) 施術所の各ベッドはパーテーションで仕切りを設け、施術所の動線にも注意するよう努める。
- 9) 施術所の各ベッドは、患者を施術した後は、頭部にタオルなど敷いた場合には、その都度交換し感染リスクを避けるよう努める。また、ベッドも含め機器などについても、次亜塩素酸水等により除菌するなどして施術を行う環境の確保に努める。
- 10) 室内の換気、空気循環を図るため、1時間に2回以上定期的に窓やドアを開けるなど行う。ただし、機械式換気装置が稼働し、十分な換気量が確保されている場合は除く。
  - 11) スタッフは、次亜塩素酸水等により入念に除菌する等による努める。
  - 12) 施術所内を次亜塩素酸水などで清拭するなどにより環境衛生に努める。特に、トイレ、ドアノブ、手摺など患者が触れる箇所は、定期的に清拭し環境衛生に努める。

(3) 柔道整復師等スタッフが感染源とならないための配慮

- 1) スタッフは毎朝出勤前に体温を測定し、発熱等の症状がある場合には、職場に連絡し医療機関を受診することとする。管理者は、毎朝スタッフの体温測定結果と体調を確認し記録することとする。なお、スタッフの体調等に異常を認めた場合には、そのスタッフを出勤停止とする。
- 2) 過去に発熱が認められた場合には、解熱後24時間以上が経過し、呼吸器症状等が改善傾向になるまでは出勤を停止する。（インフルエンザ等が原因の発熱と診断された場合は各疾患の規定に従います。）このような状況が解消した場合であっても、管理者は引き続き当該スタッフの健康状態には留意する。
- 3) すべてのスタッフはマスクを着用するとともに、手洗い又は次亜塩素酸水等による手指の除菌等を徹底して行う。
- 4) スタッフ休憩室なども定期的な消毒を行い、スタッフ間で感染が起らないように努める。
- 5) スタッフに新型コロナウイルス感染症の感染者が発生した場合には、管理者は保健所等の指示に基づき、直ちに万全の対応を行う。
- 6) 新型コロナウイルス感染症に罹患し、治癒したスタッフは、保健所等の指導に基づき出勤させる。



## 2 患者にお願いする事項

### (1) 事前に患者に通知する事項

- 1) 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、以下、アからカの患者には当分の間、施術することはお断りし、体調が回復してから来院するよう説明する。
  - ア いわゆる風邪症状が持続している方
  - イ 発熱（平熱より高い体温、あるいは体温が 37.5℃以上を目安とする。）、咳、息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ（倦怠感）、喉の痛み、頭痛、関節・筋肉痛、下痢、嘔気、嘔吐、味覚異常、嗅覚異常などのある方
  - ウ 過去 2 週間以内に発熱（平熱より高い体温、あるいは体温が 37.5℃以上を目安とする。）のあった方
  - エ 2 週間以内に、外国への渡航歴がある方および渡航歴がある方と家庭や職場内当で接触歴のある方
  - オ 2 週間以内に、新型コロナウイルス感染症の患者やその疑いがある者（同居者・職場内での発熱を含む。）との接触歴のある方
  - カ 新型コロナウイルス感染症の患者に濃厚接触の可能性がある、待機期間内（自主待機も含む。）の方
- 2) アからカに該当し症状等が続く場合、あるいは基礎疾患（持病）のある方は医療機関に相談するよう説明する。
- 3) 新型コロナウイルス感染症に感染すると悪化しやすい高齢者、糖尿病・心血管系疾患・高血圧・慢性呼吸器疾患の基礎疾患がある方や透析を受けている方、免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている方には施術を延期することも考慮する。

### (2) 施術を行うにあたって、患者にお願いする事項

- 1) 患者には各自マスクの着用をお願いする。
- 2) マスクは患者本人で用意していただくが、万一、マスクがない場合には施術所に相談するようお願いする。
- 3) 入口等に次亜塩素酸水等を用意して、適宜、手指を除菌等するようお願いする。
- 4) 非接触型体温計等で体温を実測することについての協力をお願いする。

これらのことを踏まえ、従来の施術における予診票に加えて下記のような項目をチェックすることも検討する。

- 1) 基礎疾患・免疫疾患がある  はい ・  いいえ

「はい」と答え方

下記の項目に当てはまるものにチェックを入れてください

- |                               |                                    |
|-------------------------------|------------------------------------|
| <input type="checkbox"/> 糖尿病  | <input type="checkbox"/> 心血管系疾患    |
| <input type="checkbox"/> 高血圧  | <input type="checkbox"/> 慢性呼吸器系疾患  |
| <input type="checkbox"/> 癌    | <input type="checkbox"/> ステロイド長期投与 |
| <input type="checkbox"/> 透析   | <input type="checkbox"/> 免疫抑制剤服用   |
| <input type="checkbox"/> その他（ | ）                                  |

- 2) 37.5 度以上の熱がある  はい ・  いいえ
- 3) 風邪に似た症状がある（せきや喉の痛みや関節の痛みなど）  はい ・  いいえ
- 4) 強いだるさ（倦怠感）や息苦しさ（呼吸困難）がある  はい ・  いいえ
- 5) 味覚・嗅覚に異常がある  はい ・  いいえ
- 6) 2 週間以内に海外への渡航歴がある  はい ・  いいえ
- 7) 新型コロナウイルス感染者、またはその疑いがある者との接触がある  はい ・  いいえ
- 8) COVID-19 感染症の検査を受けた、または陽性と診断されたことがある  はい ・  いいえ

## 7 特別加入の対象にすることへのニーズ

### (1) 厚生労働省へ要望書提出

令和2年8月7日

厚生労働省労働基準局長 吉 永 和 生 様

公益社団法人日本柔道整復師会  
会 長 工 藤 鉄 男

#### 要 望 書

柔道整復師が一人で施術所を開設する場合、開設者である柔道整復師が労災保険に加入できるよう、特別加入制度についてご検討をお願いします。

柔道整復の施術所を開設する場合、柔道整復師一人で開設するケースが多く、その場合、柔道整復師は労災保険に加入できません。

新型コロナウイルス感染症感染者の拡大に伴い令和2年4月7日に緊急事態宣言が発令され、5月25日に全国全てで緊急事態宣言が解除されるまでの間、柔道整復施術所は、都道府県知事が感染防止のため使用の制限若しくは停止の協力要請をする対象施設ではないことから、感染防止に努めながら、国民の健康を守るため地域で施術を続けて参りました。幸いにも、患者さんからの感染の報告はありませんでした。

7月に入り再び感染者が拡大していますが、最近の感染者の状況は、感染経路が不明である者の割合が増えており、いつ、誰から感染してもおかしくない状況になりつつあります。そのような状況の中で、柔道整復師は感染の不安を抱えながら、地域の住民の健康を守るため、毎日、施術を行っているのが現状です。

このような状況をご理解いただき、労災保険に加入できない柔道整復師を特別加入者の範囲に加えていただきますようご検討をお願いいたします。

現在、フリーランスとして働く人の保護と労災保険のさらなる活用を図るべく、特別加入制度の対象拡大等について検討されていると聞いております。

この機会に、柔道整復師についても併せてご検討くださいますよう重ねてお願いいたします。



## (2) 施術所でのケガ、通勤時のケガ

- 施術所での患者さん介助中の事故、治療機器等の配線での躓き等あるいは、通勤時の事故は、事故例調べのとおり重症例は少ないものの、発生件数は相当数ある。
- 柔道整復師が一人で開業している場合、休業等を余儀なくされることとなり、収入は減少し施術所の運営、生活に支障が生じることになりかねない。

## (3) 新型コロナウイルス感染症

### ■ 柔道整復施術所

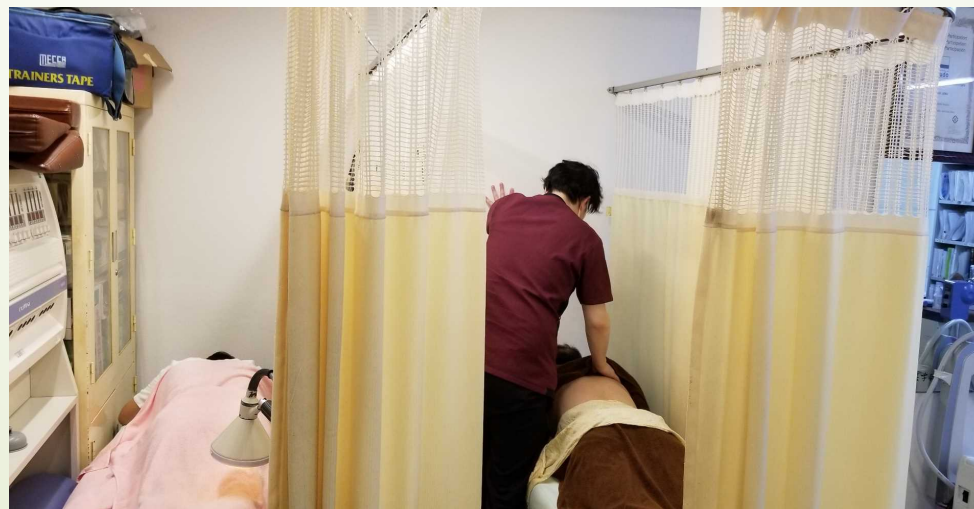
新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）で、都道府県知事が休業等の協力要請できる施設の対象外

令和2年4月11日～5月26日の緊急事態宣言下、柔道施術所を開いて施術を続けた。

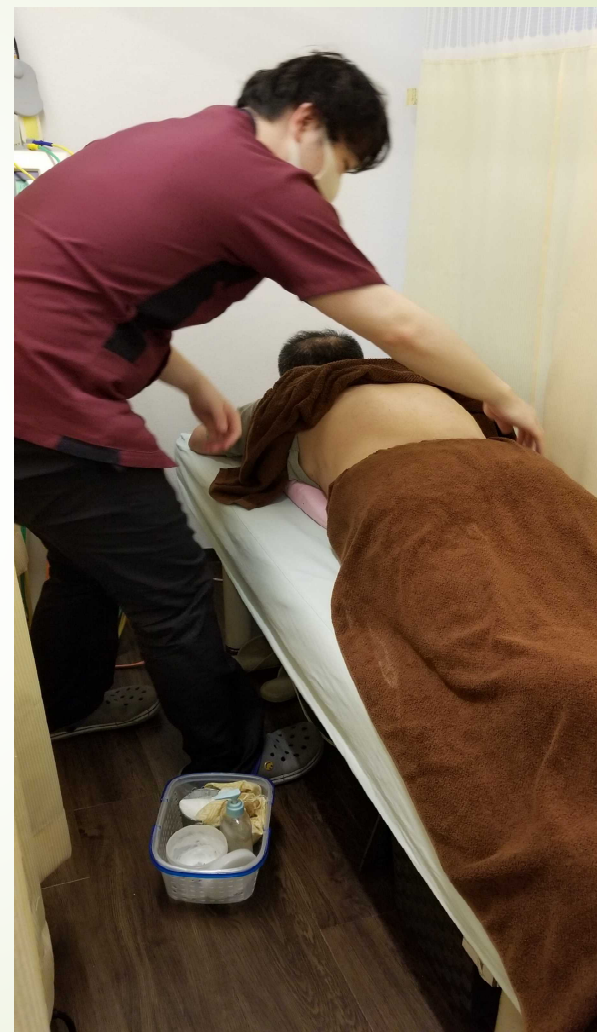
今後も、「新型コロナウイルス感染症」の感染が流行することが考えられ、柔道整復師は施術する際、患者と密の状態となることから、感染する危険性は高い。

現状として、感染経路が分からない、また、無症状の感染者が増加しており、ガイドラインに基づき予防策はとっているものの感染の可能性が高い。

## 柔道整復の施術風景 ①

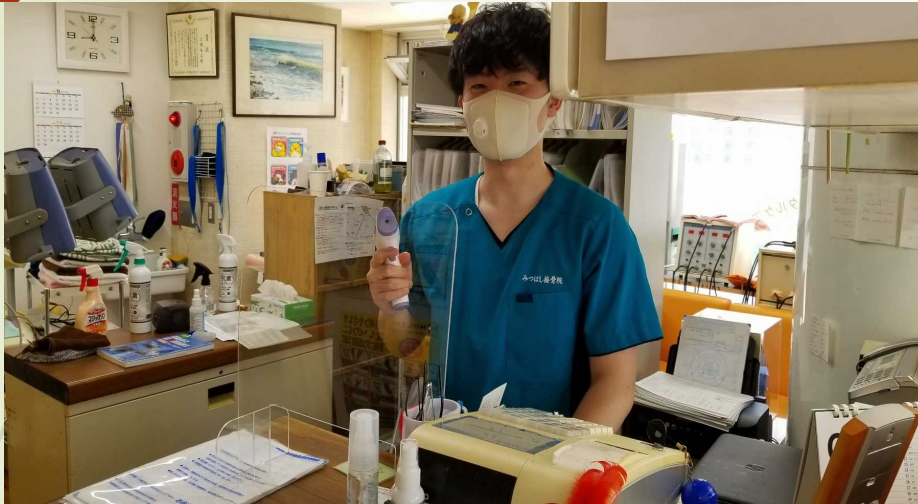


## 柔道整復の施術風景 ②

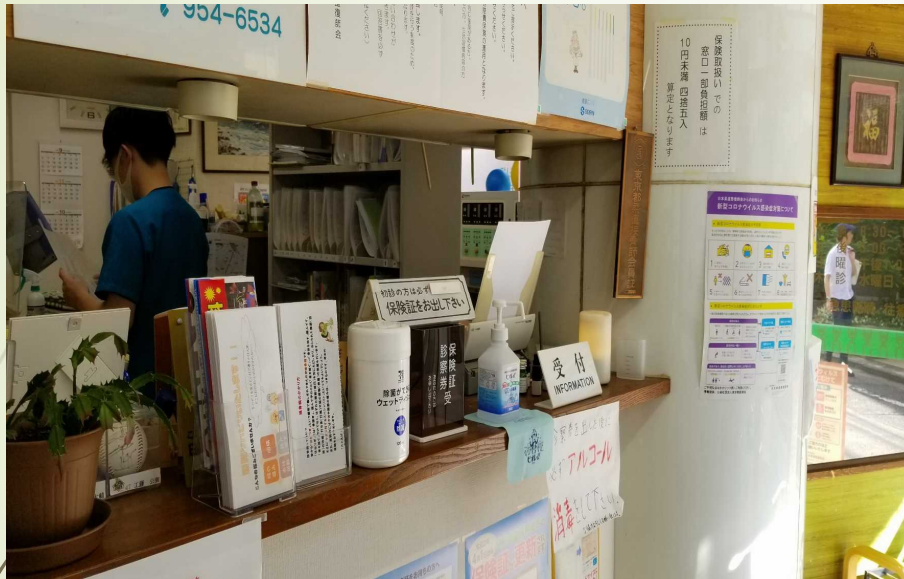




# 柔道整復施術所 感染予防対策 ①




## 柔道整復施術所 感染予防対策 ②





## 8 特別加入団体の要件についての要望

- 特別加入団体の要件（昭和40年11月1日付基発第1454号労働基準局長通達）で以下のとおり示されています。
  - ① 一人親方等又は特定作業従事者の相当数を構成員とする単一団体であること。
  - ② その団体が法人であるかどうかは問わないが、構成員の範囲、構成員である地位の得喪の手續などが明確であること。その他団体の組織、運営方法などが整備されていること。
  - ③ その団体の定款などに規定された事業内容からみて労働保険事務の処理が可能であること。
  - ④ その事務体制、財務内容などからみて労働保険事務を確実に処理があると認められること。
  - ⑤ その団体の地区が、団体の主たる事務所の所在地を中心として別表の定める区域に相当する区域を超えないものであること。

- 
- 資料に示したとおり、47都道府県に公益団体である柔道整復師会があるが、会員数によって体制に差があり、事務処理の体制も異なる。そのため、会員数が少ない地域では特別加入団体の設立が困難と考えている。
  - 47都道府県の柔道整復師会の会員が日本柔道整復師会の会員であるので、会員間で差がでるのは好ましくない。
  - そのため、東京都にある日本柔道整復師会が特別加入団体を設立し、労働災害保険事務を行うこととしたい。
  - 当会としても、特別加入団体に求められる要件を遵守し、確実に労働災害保険事務を行う。
  - 全国の柔道整復師が加入できるようご検討をお願いしたい。